

岩手県告示第639号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）申請のあった年月日 平成24年8月24日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人ハーツ生活支援
 - イ 代表者の氏名 山田珠美
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、生活・就労など社会自立援助に関する諸事業を行い、障害者の生活の質の向上と社会参加に寄与することを目的とする。
- 2（1）申請のあった年月日 平成24年8月30日
 - （2）申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ア 名称 特定非営利活動法人三陸NPO支援センター
 - イ 代表者の氏名 館昭一
 - ウ 主たる事務所の所在地 岩手県宮古市
 - （3）定款に記載された目的 この法人は、岩手県内における市民活動及び市民活動団体の自立・発展を支援し、またNPO団体として行政、企業、学術機関等のパートナーシップを活かし、将来の地域社会づくりを構築する活動を行う事を目的とする。